

東北森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項に規定する地域管理経営計画及び国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第12条第1項に規定する国有林野施業実施計画を定めたいので、次のとおり公告し、当該計画の案を縦覧に供する。

なお、当該計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに東北森林管理局長に理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

平成25年1月23日

東北森林管理局長

- 1 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を定める森林計画区
北上川中流森林計画区
米代川森林計画区
庄内森林計画区
- 2 縦覧場所
別紙のとおり
- 3 縦覧期間
自 平成25年1月24日（木）
至 平成25年2月22日（金）
（ただし、平日の9：00～17：00まで）
- 4 意見書
 - (1) 意見書の提出先
（郵送）〒010-8550 秋田市中通五丁目9番16号
東北森林管理局長（計画課扱い）あて
（E-Mail）t_keikaku@rinya.maff.go.jp
 - (2) 意見書の締切
郵送、メール、持参のいずれかの方法で、平成25年2月22日（金）
17時（必着）までに提出して下さい。
電話及びファックスでの意見はお受けしませんので御了承下さい。
 - (3) 意見書の記載要領
ア 意見のある森林計画区及び計画の名称を記載して下さい。
イ 意見提出者の氏名、住所、電話番号、職業（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者、所在地、電話番号、団体の目的）を記載して下さい。
ウ 意見の要旨及び理由を記載して下さい。
エ 記載は日本語に限ります。
 - (4) 意見書の処理
意見書は計画を定めるための参考とし、計画公表時に意見の要旨とその処理結果を公表します。（意見提出者の氏名等は公表しません。）
- 5 その他
 - (1) 計画書（案）については、ホームページでも見るすることができます。
（アドレスは、<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/index.html>）
 - (2) 不明な点等の問い合わせ先
東北森林管理局計画課（TEL）050-3160-6444

地域管理経営計画書（案）及び国有林野施業実施計画書（案）の縦覧場所

森林計画区名	縦覧場所	
北上川中流森林計画区	東北森林管理局計画課	秋田県秋田市中通五丁目9-16 TEL 050-3160-6444
	東北森林管理局青森事務所	青森県青森市柳川二丁目1-1 TEL 050-3160-5658
	岩手南部森林管理署	岩手県奥州市水沢区東上野町12-17 TEL 050-3160-5920
	岩手南部森林管理署遠野支署	岩手県遠野市東館町7-39 TEL 050-3160-5925
米代川森林計画区	東北森林管理局計画課	秋田県秋田市中通五丁目9-16 TEL 050-3160-6444
	米代東部森林管理署	秋田県大館市上代野字中岱3-23 TEL 0186-50-6130
	米代東部森林管理署 上小阿仁支署	秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面 字野中484-2 TEL 050-3160-5820
	米代西部森林管理署	秋田県能代市御指南町3-45 TEL 050-3160-5825
庄内森林計画区	東北森林管理局計画課	秋田県秋田市中通五丁目9-16 TEL 050-3160-6444
	庄内森林管理署	山形県鶴岡市末広町23-37 TEL 050-3160-5845

